

平成27年12月25日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生の日とする国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、うつ病型統合失調症、感情障害(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害給付の裁定を請求した。

なお、請求人は、障害認定日においては抑うつ神経症により、裁定請求日においては統合失調感情障害により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、主位的には障害認定日による請求として、予備的には事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求したところ、厚生労働大臣は、主位的な障害認定日による請求については、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、「請求のあった傷病(うつ病(統合失調症感情障害))について、提出された診断書(平成〇年〇月〇日現症)では、障害認定日(平成〇年〇月〇日)時点の障害の状態を認定することができません。」との理由により、障害給付の裁定の請求を却下する旨の処分(以下「先行処分」という。)をし、予備的な事後重症による請求については、裁定請求日における統合失調感情障害による障害の状態は、国年法施行令(以下「国年令」

という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、平成〇年〇月〇日付で、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とする障害等級2級の障害給付を支給する旨の処分をした。

そして、請求人は、先行処分を不服として、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求を行い、審査官が、同年〇月〇日付で、請求人に対し、当該審査請求を棄却する旨の決定をしたところ、当該決定を不服として、同年〇月〇日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。

当審査会は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、この再審査請求を棄却する旨の裁決をしている。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(うつ病型統合失調症 感情障害)について、提出された診断書(平成〇年〇月〇日現症)でも、障害認定日(平成〇年〇月〇日)時点の障害の状態を認定することができません。」との理由により、障害給付の裁定の請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害認定日による請求により障害厚生年金の支給を受けるためには、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。))があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病による障害の状態が、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度以

上に該当することが必要とされている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

- 2 本件記録によれば、請求人の当該傷病に係る初診日は、平成〇年〇月〇日と認められ、同日から起算して1年6か月を経過した平成〇年〇月〇日が障害認定日となることについては、当事者間に争いはないと認められるところ、本件の問題点は、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態（以下「本件障害の状態」という。）を、提出された診断書等により認定できるかどうかということである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

(略)

- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 国年令別表は、障害等級1級、2級の障害給付が、厚年令別表第1は、障害等級3級の障害厚生年金が、それぞれ支給される障害の程度を定めているが、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」によれば、障害の程度の認定は、診断書及びX線フィルム等添付資料により行うとされており、障害給付の裁定請求書には、障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書を添えなければならないこととされている（国年法

施行規則第31条第2項第4号）。

障害給付又は障害厚生年金に係る障害認定に当たっては、その障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表又は厚年令別表第1の定める程度に該当するか否かは、受給権の発生・内容にかかわる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいうまでもないところであるので、それは、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接その診療に関与した医師（歯科医師を含む。以下、同じ。）又は医療機関が作成した診断書、若しくは、医師ないし医療機関が、診察が行われた当時に作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認めることのできるような証明力の高い資料によって行わなければならないものと解するのが相当である。

- (2) 請求人は、平成〇年〇月にA医師の診断書（資料2）を添付して、又、平成〇年〇月にB医師の診断書を添付して、障害認定日（平成〇年〇月〇日）による請求として、障害給付の裁定請求をしていることが認められるところ、A医師は、当時の主治医記載の診療録（資料3）には不明な点が多く、記載可能な範囲のみを記載したとして、A医師の診断書には、現在の病状又は状態像、日常生活能力の判定及び日常生活能力の程度に係る記載はなく、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「仕事は順調にすすんでいる」とカルテに記載されているとしているのみで、具体的な判断については記載していない。一方、B医師の診断書の記載内容は、前記1の(1)のとおりであって、現在の病状又は状態像、日常生活能力の判定及び日常生活能力の程度について記載されており、現症時の日常生活活動能力及び労働能力についても「いろいろ、落ち着かない、

気分が沈む、物忘れ、不安感、倦怠感、不眠、頭痛などを認め、日常生活の多くで援助が必要な状態であった。就労していたが、仕事が停滞することが多く、実質的に労働困難な状態であった。」と記載されているのである。

B医師は、A医師が診断書を作成した同じ診療録から診断書を作成していると考えられるところ、当該診療録の記載内容は、前記1の(3)のとおりであって、障害認定日当時の現在の病状又は状態像、日常生活能力の判定及び日常生活能力の程度等を判断できるに足る記載は見当たらない。そして、審査官からの照会に対する平成〇年〇月〇日付回答書によれば、B医師は、診断書の現症日頃（平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月）に請求人を現に診察していたかについては、「診察していなかった。」とした上で、「現症時に担当していたC医師の外来を小生が引き継いだこともあり、今回の診断書を引き受けました。医師の退職、死亡、廃院などの事情で現に診察していない医師が、診療録や請求人の陳述などを元に診断書を記載することは十分に有り得ることで」と、診断書作成時に請求人からの陳述を考慮して記載されたかどうかについては、「平成〇年〇月〇日に請求人からの陳述を聴取して、診断書作成時の参考にしました。その際、請求人から診療録の内容を解読した資料を頂き、それも参考になりました。」と、診断書はどのような資料を基に記載されたものであるかについては、「小生の診断書は、平成〇年〇月〇日の本人からの陳述、及び、診療録に記載された内容を基に記載しました。しかし、診療録の文字が読みにくいこともあり、当時の患者の状態像を把握することは容易なことではありません。A医師が診断書を記載したのは平成〇年〇月〇日で、平成〇年〇月〇日のカルテ開示の前です。小生が平成〇年〇月〇日に本人の陳述を聴取した

際には、本人より診療録の文字を解読した資料を頂きました。これのおかげで、小生は診療録の内容を把握しやすくなりました。この資料なしで、あの難解な診療録から診断書を書かなければいけなかったA医師のご負担を察するに、大変な労力を要したと思われます。この手の書類では、後で書く医師の方が、楽に詳しい内容が書けるのは当然です。小生の見解としては、診断書の内容の相違は、そのような背景が影響した可能性を推察しております。」と、それぞれ回答している。

以上みたところ、B医師は、B医師の診断書の現症日ころに請求人を実際に診察していたのではなく、当時の診療録と平成〇年〇月〇日の請求人の陳述によって、当該診断書を作成したものであって、医師の退職、死亡、廃院などの事情で現に診察していない医師が、診療録や請求人の陳述などを基に診断書を記載することは十分にあり得ることで、後で作成する医師の方が、楽に詳しい内容が書けるのは当然であるとしているが、請求人から陳述を聴取したのは、先行処分後であるうえ、診療録から日常生活状況等が窺われる記載は、a病院の初診時の問診票の記述のみであることも考慮すると、診療録の記載内容から、B医師の診断書に記載された本件の障害の状態についての評価が導かれるものとは認めがたく、先行処分後に行われた請求人の陳述に依るところが大きいものと判断するのが相当であるから、障害の状態の認定は客観的かつ公正・公平に行わなければならないとの要請からすれば、B医師の診断書により本件障害の状態を認定することはできない。そして、他に本件障害の状態を認定しうる資料は存しないのであるから、本件障害の状態を認定することはできない。

- (3) 以上によれば、原処分は妥当であって、請求人の申立てには理由がないから、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁
決する。